

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期・人に優しい交流と福祉の郷づくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

島根県、島根県鹿足郡津和野町

3 地域再生計画の区域

島根県鹿足郡津和野町の全域

4 地域再生計画の目標

津和野町は、島根県の最西端に位置し、広島県に比較的近く、山口県には隣接しているという地理的条件から山陽側との社会的、経済的な関わりの強い地域である。

町の中心部を南東から北西に貫く一級河川高津川は、本流にダムのない川としてカヌー愛好家に親しまれているほか、話芸の神様とよばれ、本町にもゆかりのある徳川夢声も「これはこれ日本一の鮎どころ」と名句を残しているように、全国でも有数の清流であり、天然鮎のメッカとして知られ、各地から大勢の釣り客を集めている。このほか、町内には4つの国指定史跡や名勝があり、年間約136万人もの観光客が訪れている。

また、最近では道の駅やその周辺において、カヌーや草木染、竹細工、土人形作りが体験できる環境が整備されたほか、農村部においても地域住民により農業体験などの都市農村交流の取り組みが進められている。

また一方では、急激な過疎化や高齢化の進行（65歳以上の高齢者が41.0%を占めるとともに過去5年間で人口が11.4%減少）に伴う農林業の担い手不足が深刻化しており、遊休農地や耕作放棄地、荒廃森林が増加し、国土保全の根幹を成す農林地や農村の伝統的景観の保全に多大な影響を及ぼしているが、近年各集落では、農地の荒廃を防ぐため農事組合法人を設立し農地の保全、集落維持と合わせて精力的に取り組んでいる。また、平成17年9月25日に津和野町と日原町の2町が合併し新津和野町が誕生したが、町の中心部と周辺農村部を結ぶ交通手段の確保をはじめ、新町としての交通体系の整備が依然として急務である。

このことから、本町の有する「自然的資源」や「歴史的資源」を有機的に連携さ

せ引き続き『第2期・人に優しい交流と福祉の郷づくり』をテーマに地域の再生を図る。

町では地域再生計画『人に優しい交流と福祉の郷づくり』を平成18年度から平成22年度で実施し、町道では計画どおり改良が進み目標とする時間短縮を達成し成果があった。しかし、観光施設への離合困難箇所では渋滞を招くため解消が必要で、今次計画で町道城山線の渋滞解消、移動時間短縮の課題解決のため取り組みを行う。

また、林道では計画どおり実施した結果、目標とする間伐実施面積も達成でき森林機能の高揚が図られたが、第1期計画では全体計画の道半ばであるため、今次計画で引き続き全体計画の完了を目指し、間伐実施面積を増し治水効果等森林機能回復のための取り組みを行うとともに、全体計画を達成することにより集落間連絡道として確保し、基幹産業の農林業の振興、経済流通路の確保が図られる。

また、地域活性化を図る上で農村部に点在するグリーンツーリズムの取り組みも重要であり、その拠点の面的つながりを強化し都市と農村交流を図る観点からも路網整備の充実を図りたい。

(目標1) 主要観光施設へのアクセス改善

(町道の一部拡幅による通行時間の3分短縮)

(目標2) 林業の振興

(間伐実施面積 10%の増加)

(目標3) グリーンツーリズムの振興(交流の推進)

野中里山倶楽部「農家レストラン・縄文の館」年間40人
なよし農業小学校 4月から12月まで毎月開催

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

地域森林計画路線である「林道三子山線」、「林道耕田内美線」の利用区域面積には、730haの人工林があり林道を開設することにより、間伐、除伐等の施業の促進ができ、森林の持つ涵養、治水効果の高揚を図るとともに、集落間の連絡道としての機能充実を図る。

また、現在整備中の県道津和野田万川線の改良工事に合わせてこの路線に接続する町道「城山線」及び、交通網の整備を行うことにより、主要観光施設への渋滞解消、移動時間の短縮・安全の確保を図る。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・城山線 道路法に規定する市町村道に昭和60年3月30日に認定済み。
- ・三子山線 森林法による高津川地域森林計画(平成21年樹立)に路線を記載。
- ・耕田内美線 森林法による高津川地域森林計画(平成21年樹立)に路線を記載。

[施設の種類(事業区域) 事業主体]

- ・町道(津和野町) 津和野町
- ・林道(津和野町) 島根県

[事業期間]

- ・町道(平成25年度)
- ・林道(平成23~27年度)

[整備量及び事業量]

- ・町道 0.15km、林道 2.62km
- ・総事業費 645,000千円(うち交付金 322,500千円)
(内訳) 町道 15,000千円(うち交付金 7,500千円)
林道 630,000千円(うち交付金 315,000千円)

(5-3) その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか引き続き「第2期・人に優しい福祉の郷づくり計画」を達成するため以下の事業を総合的に行うものとする。

- ① 農事組合法人「おくがの村」、「堤田ファーム」で、I・Uターン者等を農業研修生として受け入れ、担い手育成、住民の定住化、集落の活性化の促進を図る。
- ② 「なよし農業小学校」、「野中里山倶楽部」をグリーンツーリズムの拠点とし、地域住民が一体となった地域の活性化を目指す。
- ③ 耕作放棄地の復旧を内容とする集落協定を結び、「中山間地域等直接支払制度」を活用する。

6. 計画期間

平成23年度から平成27年度まで

7. 目標の達成に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、島根県、津和野町は計画終了時に必要な調査を行い、状況を把握し公表するとともに、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために事業の評価、改善等の検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし